

平成26年第 1 回定例会

(第 3 日)

平成26年 3 月 13 日

平成26年第1回平川市議会定例会議事日程（第3号）平成26年3月13日（木）

午前10時00分開議

- 第1 山田尚人議員の議員辞職について
- 第2 議案第8号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号 消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第46号 平成25年度平川市一般会計補正予算案（第7号）
議案第53号 平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第54号 平成25年度平川市荒田財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第55号 平成25年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第56号 平成25年度平川市柏木町財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第57号 平成25年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第58号 平成25年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第59号 平成25年度平川市新館財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第60号 平成25年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第61号 平成25年度平川市岩館財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第62号 平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第65号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第66号 東部辺地総合整備計画及び久吉辺地総合整備計画の策定について
議案第68号 市有財産の減額貸付けについて
請願第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願
- 第3 議案第51号 平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）
議案第52号 平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第4号）
議案第63号 平成25年度平川市水道事業会計資本金の額の減少について
議案第64号 平成25年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少について
議案第67号 市道路線の認定について
請願第2号 国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願
- 第4 議案第9号 平川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案
議案第10号 平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案
議案第11号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第13号 平川市運動施設条例案
議案第14号 平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例案
議案第15号 平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案
議案第16号 平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案

- 議案第 17 号 平川市運動施設平賀グラウンドの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 18 号 平川市運動施設平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 19 号 平川市運動施設平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 20 号 平川市運動施設 B & G 尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 21 号 平川市運動施設碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 47 号 平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）
- 議案第 48 号 平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）
- 議案第 49 号 平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）
- 議案第 50 号 平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）
- 議案第 69 号 平川市老人福祉センター条例を廃止する条例案
- 議案第 70 号 平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案

- 第 5
- 議案第 22 号 平成26年度平川市一般会計予算案
 - 議案第 23 号 平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算案
 - 議案第 24 号 平成26年度平川市介護保険特別会計予算案
 - 議案第 25 号 平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
 - 議案第 26 号 平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
 - 議案第 27 号 平成26年度平川市学校給食センター特別会計予算案
 - 議案第 28 号 平成26年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
 - 議案第 29 号 平成26年度平川市簡易水道特別会計予算案
 - 議案第 30 号 平成26年度平川市水道事業会計予算案
 - 議案第 31 号 平成26年度平川市下水道事業会計予算案
 - 議案第 32 号 平成26年度平川市広船財産区一般会計予算案
 - 議案第 33 号 平成26年度平川市小和森財産区一般会計予算案
 - 議案第 34 号 平成26年度平川市大坊財産区一般会計予算案
 - 議案第 35 号 平成26年度平川市石郷財産区一般会計予算案
 - 議案第 36 号 平成26年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
 - 議案第 37 号 平成26年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
 - 議案第 38 号 平成26年度平川市平田森財産区一般会計予算案
 - 議案第 39 号 平成26年度平川市新館財産区一般会計予算案
 - 議案第 40 号 平成26年度平川市沖館財産区一般会計予算案
 - 議案第 41 号 平成26年度平川市葛川財産区一般会計予算案

議案第 42 号 平成26年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案

議案第 43 号 平成26年度平川市原田財産区一般会計予算案

議案第 44 号 平成26年度平川市岩館財産区一般会計予算案

議案第 45 号 平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案

第 6 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	欠	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	欠	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	欠	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	欠	12	欠	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（5名）

1 番 石田隆芳議員、2 番 鳴海伸仁議員、4 番 大澤敏彦議員、5 番 山田尚人議員、
12 番 齋藤剛議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 畑 千 春
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	木 村 雅 彦	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	狩 野 真
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 会 事 務 局 長	相 馬 正 治
建 設 部 長	鳴 海 和 正	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
尾 上 総 合 支 所 長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	花 岡 敏 則	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 昭

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	原 田 淳	主 査	古 川 聡 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

1番、石田隆芳議員、2番、鳴海伸仁議員、4番、大澤敏彦議員、12番、齋藤剛議員の4名は、本日の本会議を欠席しております。

なお、5番、山田尚人議員より、議員辞職願が提出されております。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

議員派遣第5号に基づく、議員研修視察報告書が提出されましたので、御精読願います。

日程第1、山田尚人議員の議員辞職についてを議題とします。

昨日、山田尚人議員から議員の辞職願が提出されております。

○議会事務局長
(原田 淳)

議会事務局長に、辞職願を朗読させます。

辞職願。

平成26年3月12日受理。

私こと、今般、一身上の都合により、平川市議会議員を辞職いたしました、願ひ出ます。

平成26年3月12日。

平川市唐竹苺原166番地1、山田尚人。

平川市議会議長田中友彦殿。

以上です。

○議長

お諮りいたします。

山田尚人議員の辞職を許可することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長

起立多数です、よって山田尚人議員の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 02 分 休憩

午前 10 時 03 分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、はじめに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。総務企画常任委員会に付託した議案第8号、議案第12号、議案第46号、議案第53号から議案第62号、議案第65号、議案第66号、議案第68号、請願第1号の17件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会副委員長、登壇願ひます。

6番、小野長道議員登壇。

(総務企画常任委員会副委員長登壇)

○総務企画常任委員会副委員長
(小野長道議員)

おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月6日、第1委員会室において開催され、出席委員は4名でございました。

なお、委員長が欠席のため、議会委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を行いました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に小田切将人を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案2件、補正予算案11件、その他案件3件、請願1件、計17件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第8号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、定額制になると具体的にどのように変わるのかという質問があり、総務部長より、これまでの定率制では部長級が給料の5%、課長級が3%だったものが、定額制では部長級が2万5,000円、課長級が1万5,000円と一律の額になるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第7号）を議題といたしました。

これに対し委員より、木質バイオマス発電事業貸付金の内容について質問があり、企画財政部長より、ふるさと融資という民間事業者への無利子融資制度を利用し、市の実質的な負担は利子の25%相当分だけであり、金融機関が連帯保証に入るという旨の答弁がありました。

また、不動産売払収入と物品売払収入の内容について質問があり、総務部長より、不動産売払収入は法定外公共物の5箇所と新館の住宅分譲地、物品売払収入は市有バスと分収造林の売却分である旨の答弁がありました。

また、黒石地区清掃施設事務組合負担金が増額補正された理由について質問があり、市民課長より、改良工事の償還費用のために減債基金を創出するためであるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）から議案第62号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）までの10件を一括して議題といたしました。

これに対し委員より、分収造林とはどのような事業なのか質問があり、農林課長より、下刈りや間伐といった整備事業である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、過疎と辺地の違いについて質問があり、企画財政部長より、過疎地域とは過疎地域自立支援特別措置法の中で定める要件を満たした地域のことで、辺地とは交通条件や経済的条件などに恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島、その他辺りな地域のことで、当市では旧碓ヶ関村地域が過疎地域に該当し、久吉地区と東部地区が辺地に該当するという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号東部辺地総合整備計画及び久吉辺地総合整備計画の策定についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号市有財産の減額貸付けについてを議題といたしました。

これに対し委員より、減額率はどのような考えに基づくのかという質問があり、総務部長より、事業者の個別の事情に応じて判断しているという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を議題といたしました。

これに対し委員より、すでに法案が可決されており、国の方でも議論の余地があることから、静観する必要があるのではないかとという反対意見があり、当案件は挙手採決により、不採択と決定されました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成26年3月13日、総務企画常任委員会副委員長、小野長道。

(総務企画常任委員会副委員長降壇)

○議長

総務企画常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第8号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第8号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に

- ついて採決します。
- 委員長報告は原案可決です。
- 本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議案第12号消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。
- 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- 原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。
- 討論は自席でお願いします。
- 13番 (齋藤律子議員) 議案第12号消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案について、反対討論を行います。
- 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、平川市克雪管理センター条例ほか24の条例に規定する使用料等の改正は、多くの利用者や市民にとって負担増となることから反対をします。以上討論終わります。
- 議長 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議案第12号消費税法及び地方消費税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案について採決します。
- 委員長報告は原案可決です。
- この採決は起立により採決します。
- 本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- （起立多数）
- 議長 起立多数です。
- よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議案第46号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第7号）を議題とします。
- 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
- 議案第46号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第7号）について採決します。

○議長

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）から議案第62号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）の計10件を一括議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑のある方は、議案番号を告げてから質問内容に入ってくださいようお願いいたします。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第53号平成25年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第2号）から議案第62号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）の計10件を一括採決します。

委員長報告は各議案とも原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第53号から議案第62号までの10件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第65号平川市過疎地域自立促進計画の変更について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号東部辺地総合整備計画及び久吉辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第66号東部辺地総合整備計画及び久吉辺地総合整備計画の策定について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号市有財産の減額貸付けについてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第68号市有財産の減額貸付けについて採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○13番

(齋藤律子議員)

請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願について、賛成討論を行います。

総務企画常任委員会では、不採択との結果ではありますが、特定秘密保護法に関しての成り立ちや、数多くの問題点に関しては御承知のことと存じます。

○議長

安倍内閣は特定秘密保護法や国家安全保障会議設置法を成立させ、日本をアメリカとともに海外で戦争する国づくりに歩もうとしています。

国民が知る権利、言論・表現の自由を奪われ、暗黒政治・監視社会の中で侵略戦争に突入していった歴史を繰り返さないためにも、請願第1号に賛成をします。以上討論とします。

○議長

次に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願について採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

本案を、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長

起立少数です。

よって、請願第1号は、不採択と決定されました。

日程第3、次に建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した議案第51号、議案第52号、議案第63号、議案第64号、議案第67号、請願第2号の合計6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

16番、成田敏昭議員登壇。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長
(成田敏昭議員)

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月6日、第2委員会室において開催され、出席委員は5名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中江貴之を採用しました。

当委員会に付託された案件は、補正予算等の議案5件、請願1件、計6件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

まず、議案第51号平成25年度平川市水道事業会計補正予算案(第2号)を議題といたしました。

これに対し委員より、異臭味物質の発生状況について質問があり、水道部長より、水質検査を行っており基準値以内であるものの、経過を注視している状況である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案（第4号）を議題といたしました。

これに対し委員より、下水道の加入状況について質問があり、水道部長より、全事業合わせて77.6%の加入状況である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成25年度平川市水道事業会計資本金の額の減少についてを議題といたしました。

これに対し委員より、提案理由について質問があり、水道部長より、法の改正に伴い資本金の減少分を剰余金に振り替える必要がある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号平成25年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、松崎亀井3号線の認定について質問があり、建設部長より、宅地分譲による分譲地区内の道路の認定である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号国へ「T P P交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願を議題といたしました。

これに対し委員より、意見書を提出する段階は過ぎてしまっているため、提出の必要性がないとの意見がありました。

おおむね、以上の意見を経て、挙手により採決をしたところ、挙手少数で不採択と決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成26年3月13日、建設経済常任委員会委員長、成田敏昭。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第51号平成25年度平川市水道事業会計補正予算案（第2号）を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

○議長

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第51号平成25年度平川市水道事業会計補正予算案(第2号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第52号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案(第4号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第52号平成25年度平川市下水道事業会計補正予算案(第4号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第63号平成25年度平川市水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第63号平成25年度平川市水道事業会計資本金の額の減少について採決します。
委員長報告は原案可決です。

○議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 64 号平成 25 年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第 64 号平成 25 年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 67 号市道路線の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第 67 号市道路線の認定について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第 2 号国へ「T P P 交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○13番
(齋藤律子議員)

請願第2号国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願について、賛成討論を行います。

TPP交渉に関する請願は、これまでも民主党政権のときに1回、自民政権に復帰してから1回、今回で3回目の請願が平川市議会にかかることとなります。民主党政権のときは全会一致で採択となり、2回目の自民政権に復帰したときは不採択となっています。

1ミリたりとも譲らないなどと豪語し、国益を最優先とし守らなければ交渉からの脱退も辞さないものとするという国会決議や、米や麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖などの重要5品目を守るとした公約を安倍政権に守ってもらうためにも、請願の採択は必要であると思っています。よって請願第2号には賛成をします。

○議長

次に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

請願第2号国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願について採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第2号を、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長

起立少数です。

よって、請願第2号は、不採択と決定されました。

日程第4、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案第9号から議案第11号、議案第13号から議案第21号、議案第47号から議案第50号、議案第69号、議案第70号の合計18件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

9番、對馬 實議員。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長
(對馬 實議員)

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月6日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中畑浩路朗を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案4件、条例案4件、条例廃止案1件、指定管理者の指定5件、補正予算案4件の計18件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第9号平川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、委員の構成を定めた理由、社会教育委員の現在の人数・任期について質問があり、教育委員会事務局長より、構成を定めた理由については、社会教育法の改正により、委員の構成に係る条項が定められたためであること、現在の委員の人数は11名であり、任期は2年で現行の委員は平成26年3月31日までである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、他の自治体の医療機関等の消費税増額に係る取り扱い状況について質問があり、平川診療所事務長より、介護保険に係る主治医意見書などの手数料が消費税の増税の対象となる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号平川市運動施設条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例の概要について質問があり、市民生活部長より、介護保険法の改正により市町村の条例において定めることとなった、平川市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める3件の条例を1件に統合する条例である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例の概要について質問があり、市民生活部長より、介護保険法の改正により市町村の条例において定めることとなった、地域支援事業者の運営に関する基準等を定める条例であり、国が定める基準と同様のものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平川市運動施設平賀グラウンドの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理の期間が昨年度定められた5年間ではなく、4年間となっている理由について質問があり、教育委員会事務局長より、平成25年度より指定管理されている当該施設の名称が議案第13号平川市運動施設条例により変更となるため、平成26年度からの残り4年間について改めて指定することとなった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平川市運動施設平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平川市運動施設平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理の期間が1年間となっている理由について質問があり、教育委員会事務局長より、平成24年4月から平成27年3月までの3年間で指定管理されている当該施設の名称が、議案第13号平川市運動施設条例により変更となるため、平成26年度からの残り1年間について改めて指定することとなった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号平川市運動施設碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といた

しました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

これに対し委員より、減額補正となった出産一時金の当初計画と実績見込みについて質問があり、市民生活部長より、当初は50人で計画していましたが、実績見込みは34人となり、16人分の減となった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

これに対し委員より、現年度分特別徴収保険料の減額と介護サービス等諸費の状況について質問があり、市民生活部長より、保険料の減額については、実際の算定により被保険者数の減と低所得者数の増が発生したためである旨の答弁がありました。

また、介護サービス等諸費の状況についての質問があり、市民生活部長より、在宅サービス、ショートステイ、グループホームなどが増加傾向にある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号平川市老人福祉センター条例を廃止する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、当該施設の築年数について質問があり、市民生活部長より、昭和57年に建設され、現在築31年である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、当該施設の活用状況について質問があり、市民

生活部長より、シルバー人材センターの作業車両の置き場所として、また、公園の管理をされている方の休憩所として使用されている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成26年3月13日、教育民生常任委員会委員長、對馬 實。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第9号平川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第9号平川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第10号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

○議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第11号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号平川市運動施設条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第13号平川市運動施設条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第14号平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第15号平川市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第16号平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号から議案第21号については、15番、古川昭二議員に利害関

係がある事件でありますので、地方自治法117条の規定により古川昭二議員の退席を求めます。

(15番、古川昭二議員退席)

○議長

議案第17号平川市運動施設平賀グラウンドの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第17号平川市運動施設平賀グラウンドの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号平川市運動施設平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第18号平川市運動施設平賀屋内温水プールの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号平川市運動施設平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第19号平川市運動施設平賀体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第20号平川市運動施設B&G尾上体育館、尾上武道館、尾上野球場、尾上テニスコート及び尾上体育館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号平川市運動施設碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第21号平川市運動施設碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

- 15番、古川昭二議員の除斥を解きます。
(15番、古川昭二議員入場)
- 議長 議案第47号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第47号平成25年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第48号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第48号平成25年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第3号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第49号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。

議案第49号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第50号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第3号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号平川市老人福祉センター条例を廃止する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第69号平川市老人福祉センター条例を廃止する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第70号平川市生きがい活動拠点施設条例の一部を改正する条例案
について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。
(「休憩」と呼ぶ者あり)
- 議長 11時15分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第5、予算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。
予算特別委員会に付託した、議案第22号から議案第45号までの合計24
件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
予算特別委員会委員長登壇願います。
9番、對馬 實議員、登壇。
(予算特別委員会委員長登壇)
- 予算特別委員会
委員長
(對馬 實議員) 3月4日の本会議において、予算特別委員会に付託されました平成26
年度一般会計予算案はじめ議案24件について、その審査の経過と結果に
ついて、御報告申し上げます。
3月4日、議員全員をもって予算特別委員会が組織され、私が委員長
に、副委員長には齋藤政子委員が選任され、3月10日、11日、12日の3
日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。
議員全員による委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果
のみ申し上げます。
議案第22号平成26年度平川市一般会計予算案、議案第23号平成26年度
平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第24号平成26年度平川市介護
保険特別会計予算案の3議案については、反対の討論があり、起立採決
の結果、それぞれ起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。
議案第25号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について
は、異議がありましたので、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

議案第26号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案から議案第28号平成26年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案までの3議案については、異議もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号平成26年度平川市簡易水道特別会計予算案、議案第30号平成26年度平川市水道事業会計予算案、議案第31号平成26年度平川市下水道事業会計予算案の3議案については、異議がありましたので、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号平成26年度平川市広船財産区一般会計予算案から議案第45号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの14議案については、異議もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。

平成26年3月13日、予算特別委員会委員長、對馬 實。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長

予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議案第22号平成26年度平川市一般会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第22号平成26年度平川市一般会計予算案について、反対討論を行います。

その前に一言申し上げます。

第2子以降の保育料無料化は、少子化解消施策となるように期待を込めて見守りたいと思います。また、多額の木質バイオマス発電事業貸付金については、平成25年度一般会計3月補正に続いての計上で、質疑も多く出たところであります。平川市の産業や雇用の創出に、今後、貢献できていくのかどうか、注視をしていく必要があると感じているところです。

さて、平成26年度平川市一般会計予算案に対し反対の理由は、消費税5%から8%に増税となる、市民負担増が含まれていることが大きな理由であります。

次に、検診委託料。短命市返上のためには、積極的な検診等の受診率向上がかかせないにもかかわらず、受診者減少の実績による予算計上となっていること。また、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の機構集積協力金等交付事業補助金等にみられるように、TPPを前提とした安倍政権の農政「構造改革」を中心とした予算計上となっていること。2款総務費、13目諸費の自衛隊音楽隊演奏会補助金が、これま

での経過からみて、恒常的予算計上となっていることなどであります。

今回の予算案は骨格予算ということですが、反対の要旨を述べ討論いたします。

○議長

次に原案に賛成の討論の通告がありますので、3番、今 俊一議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

3番、今 俊一議員。

○3番

(今 俊一議員)

平成26年度平川市一般会計予算案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

上程されました新年度予算は、平川市はじめての骨格予算として編成し、歳入歳出それぞれ165億6,000万円と過去最大でありました前年度に次ぐ予算規模であります。骨格予算ではありますが、年度当初から執行が必要な事業や市民の福祉対策、あるいは経済対策としてスピード感をもって行う事業につきましては、当初予算に計上されており、決して市民サービスを停滞させないように配慮された内容となっております。

まず、市長の肝いりであります子育て支援といたしまして、乳幼児医療費やひとり親家庭医療給付費などのほか、保育料保護者負担の軽減につきまして、保育料の第2子以降無料化の予算措置がなされております。このことは、子育てに対する不安を払しょくし、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進め、ひいては当平川市の人口流入の起爆剤として期待されます。

また、学力向上対策といたしまして市内小中学校への学習支援員の増員、あるいは学校給食費の負担軽減など、子どもたちの教育環境の充実にきめ細かな気配りがされております。

一方、当市を取り巻く雇用・経済情勢は、依然として厳しい状況が続いております。

民間活力による産業振興のため、木質バイオマス発電事業者に対するふるさと融資の貸付実行により、事業運営が円滑に行われるとともに、市民の雇用機会創出に大きな効果が得られるよう期待を寄せているところであります。

以上のことからわかるとおり、骨格予算といえども市民の福祉対策・教育環境の充実、あるいは雇用・経済対策の観点からも適切な予算であると確信し、平成26年度平川市一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第22号平成26年度平川市一般会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長

(起立多数)

起立多数です。

よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第23号平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

今回の予算案には、課税限度額の見直しが入っており、後期高齢者支援金分が14万円から16万円へ。介護納付金分が12万円から14万円へ。合計4万円の引き上げとなり、医療給付費分51万円を合わせると課税限度額の合計は77万円から81万円となるのが反対の理由です。

平成26年度は保険税の軽減基準の改正により、保険税の2割軽減、5割軽減措置の拡大が盛り込まれておりますが、滞納世帯数や短期被保険者証の発行、資格証明書の発行、未交付世帯数をみても、支払う側には依然、担税能力を超えたものとなっており、重税感を訴える声がやまないことから、議案第23号に反対をします。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、8番、工藤竹雄議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

8番、工藤竹雄議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

議案第23号平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成討論をいたします。

本予算案は、国保被保険者の保険税負担の増加を抑えるため税率を据え置きし、財源不足分を財政調整基金を充て、保険税負担の公平を図るための賦課限度額の引き上げ、低所得者の軽減措置の拡充など、長期の景気低迷による税収の伸び悩みによる厳しい財政状況の中で、安心して医療が受けられるよう、医療費総額の確保を最優先としたものであることから、本予算案に賛成するものであります。以上でございます。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第23号平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長

起立多数です。

よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号平成26年度平川市介護保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

議案第24号平成26年度平川市介護保険特別会計予算案について、反対討論を行います。

第5期事業計画の最終年度となる、平成26年度平川市介護保険特別会計予算案ですが、第4期事業計画で借りた2,733万5,000円を返しながらか、平成25年度の介護保険特別会計3月補正では、3,000万円の借り入れを行い苦しい運営となっています。

第1号被保険者は年金が下がるなか、高い介護保険料徴収に苦しみ、介護サービスの回数を減らしたりと、サービス抑制の実態や必要とするサービスが受けられない等、保険料あつて介護なしの実態が明らかとなっています。

制度疲労は深刻で、国が介護に対し社会保障の一環として責任を負わない限り、問題は解決しない事態となっていることから、議案第24号に反対をいたします。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、6番、小野長道議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

6番、小野長道議員。

○6番
(小野長道議員)

議案第24号平成26年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

高齢化が進む社会において、介護が必要になった高齢者も住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために、介護保険は大切な役目を担う制度です。

平成26年度予算案には、平成27年に改正・施行される介護保険法を見据え、介護予防のため、これまでの在宅介護支援センターに加え地域の社会資源である体育協会とも連携し、地域全体で取り組んでいくということ、また、地域包括支援センターに専門職を配置する等、積極的に介護予防に取り組んでいく姿勢が見られます。

給付費が年々増加するなか、このような積極的な施策を盛り込んだ本予算案に賛成するものであります。以上。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第24号平成26年度平川市介護保険特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

○議長

この採決は起立により採決します。
本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

起立多数です。

よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第25号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案を議題と
します。

これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第25号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について
採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第26号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会
計予算案を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第26号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会
計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第27号平成26年度平川市学校給食センター特別会計予算案を議題
とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第27号平成26年度平川市学校給食センター特別会計予算案につい
て採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

- よって議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第28号平成26年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第28号平成26年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第29号平成26年度平川市簡易水道特別会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第29号平成26年度平川市簡易水道特別会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）
- 議長 起立多数です。
よって議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第30号平成26年度平川市水道事業会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第30号平成26年度平川市水道事業会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）
- 議長 起立多数です。

○議長

よって議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第31号平成26年度平川市下水道事業会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第31号平成26年度平川市下水道事業会計予算案について採決しま
す。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長

起立多数です。

よって議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号平成26年度平川市広船財産区一般会計予算案から、議案第
45号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案の計14件を一括議題
とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第32号平成26年度平川市広船財産区一般会計予算案か
ら、議案第45号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案の計14件
について一括採決します。

委員長報告は各議案とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第45号までの14件は、委員長報告のと
おり可決されました。

日程第6、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会
中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

はじめに、議会運営委員長より議会運営に関する事項及び議長の諮問
に関する事項についての継続調査の申し出がありました。また、各常任
委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調
査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査の内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

（工藤竹雄議員）

先般、新聞にも出ておりました、株式会社青森畜産公社の解散について、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

食肉処理を行う株式会社青森畜産公社が、3月末をもって解散すると。そして大手の日本ハムの子会社と事業譲渡する。要するに引き継ぐということでございます。

平成24年度の当市の決算書の財産に関する調書に、有価証券株式会社青森畜産公社、現在額182万円とあります。

お伺いします。同公社の現状の状況はどうか。また、当市に対して、会社経営の内容等について報告があったのかどうか、まずお尋ねをします。そして、有価証券の種類。株券なのか社債権、その他でありますけれども、これいつごろからの債権か、合わせてお願ひをします。

○議長

経済部長。

○経済部長

（奈良 進）

議員、御指摘のとおり、株式会社青森畜産公社が今年度3月末をもって解散するというのを今年の1月上旬、社長が農林課長に説明に来たということでした。

会社の経営状況であります、年に1度、株主総会が開かれますので、それに出席して状況はお聞きしております。昭和40年からの状況をみてみますれば、昭和40年と申しましたのは、この株式会社青森畜産公社が設立されたのが昭和41年でございます。当時、各農家で豚1匹を飼う方が非常に多くて、それが衛生的に流通されるように、農協それから市町村、県、それから全農あおもりの母体等に、株主になってくれるようにというふうなことで設立された会社なんです、昭和50年当時は12万頭を処理する、処理というのは屠殺（とさつ）で、いまは屠殺という言葉を使わないで屠畜（とちく）とか処理という言葉を使っておりますが、そのような状況でありましたが、近年はその処理量が4分の1、3千頭台まで下がって、なおかつですね、冷凍施設それから水を浄化する廃水の処理施設が更新しなくてはいけなくなったということで、会社法にのって清算するというふうな説明に来たということでした。まずはそこまで説明申し上げます。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

（工藤竹雄議員）

そうすると、今後のこの有価証券ですね、どういうふうなことになるのか。いわゆる、ちゃんとした保証が確保されるのか、当然、額面を保証していただければならないわけでありましてけれども。あるいはま

た、これに上乘せしてまた多くなるのか。その点を最後に、なるのかならないのか。そしてこれから、どのような対策をもっていくのかをお願いします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(奈良 進)

会社法によりますとこの会社を清算する場合は、債務超過する特別清算か、そうならない健全な通常清算かどちらかであります。

1月に社長がおいでになったときには、通常清算で処理するか解散するという説明をされたということで、今月、3月の8日、議案としてこういうふうなものを出したいということの、臨時総会の通知がありました。それによりますと、まだ会社としてはありますから、この会社を解散すると。その臨時総会のとき提案する議題は、まずは清算してよいか。清算してよいのであれば清算人をだれにするのか。ということを経て清算するんだと。その清算にあたっては、4月1日から清算をはじめ、7月いっぱいかかるんだという資料が送られてきました。

その資料の中にですね、先ほど議員もおっしゃられていた、日本ハムの子会社、日本フードパッカー津軽という会社をつくって、そこにこの事業の譲渡をすると。そのときの土地建物の総額が、1億3,148万円ということでした。その1月に社長がいらしたときの株券については、1株1万円ですので、それはすべて満額返したいという話で、その信ぴょう性については少し調査しましたところ、発行されている株券の総額が1億1,667万円でありますので、いま申しました譲渡価格からいきますと、1,981万円が残るはずだと。ということで、これが清算人の報酬とか、弁護士もしくは公認会計士の登記等を直すための費用とか、清算人に関する費用になるんでしょうが、その話でいきますと、今現在残されているこの資本ですね、株がそのまま1株1万円なんですが、1万円は確保されるのではないかなと。ということで、信ぴょう性はあるというふうな判断を私はしております。以上です。

○議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。よって、会議を閉じます。

これをもって、平成26年第1回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時48分 閉議及び閉会

